

韓国観光客誘致事業（メディアを活用した情報発信事業）業務委託仕様書

1 業務名

韓国観光客誘致事業（メディアを活用した情報発信事業）業務

2 業務の目的

本業務は、韓国において、富山県及び岐阜県の観光の魅力について、メディアを活用して情報発信することにより、両地域の認知度を向上させ、韓国からの更なる誘客を図ることを目的とする。

3 対象市場

韓国

4 業務内容

以下により、韓国からの誘客にむけて効果的なメディア（Web や現地メディア等の媒体）を活用し、富山県及び岐阜県の観光の魅力について情報発信を行うこと。

なお、受託者においては、記事は可能な限り一定期間アーカイブとして残る方式で掲載し、併せて掲載メディア等の SNS 投稿等により掲載記事の拡散を図るなど、より効果的な情報発信・訴求に努めること。

（1）情報発信の概要

①掲載時期：令和7年秋から令和8年3月19日まで

②掲載媒体：韓国からの誘客に効果的なメディア（WEB や現地メディア等の媒体）

※韓国からの訪日旅行において影響力があり、旅行者が旅マエ、旅ナカともによく閲覧する媒体とすること。

③掲載内容：富山県及び岐阜県の観光の魅力（自然、食の魅力、体験、宿泊施設や観光施設等）

④使用言語：韓国語

⑤ターゲット層：訪日経験者（訪日経験2回以上）、40代以上、夫婦・パートナー、家族・親族

※具体的には、JNTO が掲げる韓国市場マーケティング戦略の区分「A」に該当する層を主要ターゲットとする。

https://www.jnto.go.jp/projects/overseas-promotion/marketing-strategy/all_korea.pdf

⑥その他：提案する掲載媒体、掲載時期、掲載回数や記事数、記事ごとの文字数等を具体的に提案すること。

（2）業務内容

①情報発信が可能な媒体の選定

・本事業の目的に合った有力メディア等を選定すること。

・メディア等の選定については、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議のう

え決定すること。

②記事の作成

- ・ターゲット層に対し効果的な情報発信となるよう、必要に応じて取材を行い、富山県及び岐阜県の観光の魅力を伝えることのできる記事を作成すること。
- ・富山県及び岐阜県の周遊にもつながるよう、訪日旅行における実際の旅程を意識できるような記事とすること。
- ・記事等に利用する画像の収集やデザイン等のクリエイティブな作業を実施すること。
- ・記事の原稿について、情報発信を行う施設や関係者に対し必要な確認を取り、了承を得ること。
- ・記事の内容は富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議のうえ、決定すること。
- ・富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と記事の内容を確認する際は、日本語で行うこと。
- ・記事等の翻訳等にあたっては、ネイティブチェック、ネガティブチェックを行うこと。
- ・記事は、富山県の情報を6割程度、岐阜県の情報を4割程度として調整すること。

③フォローアップ

- ・情報発信のフォローアップとして、メディア等掲載後の掲載状況、媒体接触者数、クリック数等の把握・分析を行うこと。また、掲載メディア等に対して随時確認を行い、情報発信の状況を把握すること。
- ・「8 期待する効果」にて設定した目標の管理を行うこと。設定した目標との比較や、過去の類似事例との参考比較も提示しながら、評価を行うこと。

(3) 留意点

- ・画像の利用に際しては、著作権や肖像権に留意し、適切な処理を行うこと。
- ・記事を発信する際には、「#PR」「#宣伝」などのハッシュタグをつけることにより、ステルスマーケティングの対策を実施すること。

5 業務の進め方

業務の実施にあたっては、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度、十分に協議した上で実施していくものとする。

6 実施報告書の作成

業務が完了したときは、次の事項を含む業務実施報告書を作成し、7の履行期限までに電子データを富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会へ提出するものとする。

- ・現地メディア等の概要
- ・取材を行う場合は、行程及び様子（写真画像を含む。）
- ・掲載記事の露出年月日、現物
- ・掲載された各現地メディア等の掲載本数、媒体接触者数、クリック数等

- ・事業実施に伴う効果及び課題の分析
- ・その他富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会が指示したもの

7 履行期限

令和8年3月19日（木）まで

8 期待する効果

掲載媒体決定後、媒体接触者数、クリック数、クリック率等の目標値を算定する。

9 その他

- (1) 本事業に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (2) 本事業で取り扱うこととなる個人情報の管理は適切に行うこと。
- (3) 受注者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 事業履行の成果について生じた著作権、内容に関する著作権は、第三者から利用許諾を受けて使用するものを除き、富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会に帰属するものとする。
- (5) 受注者は事業を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 受注内容に疑義が生じた場合は、その都度富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会と協議の上、その指示に従って進めること。
- (7) 本仕様書はプロポーザル用であり、契約候補者とは内容を別途協議の上、契約を締結する。